（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計技能向上指導官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計技能向上指導官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

2～6　（略）

7　統計技能向上指導官は、農林水産省の所掌事務に係る統計に関する職員の技能の向上に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8・9　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官一人及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　経営統計分析専門官は、農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計の分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

（統計管理官、数理官、情報企画官及び統計データ分析推進企画官）

第十六条　統計部に、統計管理官二人、数理官一人、情報企画官三人及び統計データ分析推進企画官二人を置く。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、知的財産デジタル専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官十八人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

8　知的財産デジタル専門官は、知的財産課の所掌事務のうちデジタル技術の活用に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9～14　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官二人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官及び組合金融指導官）

第五十一条　金融調整課に、企画官一人、経営専門官八人、金融調整官一人、組合金融調査官一人及び組合金融指導官三人を置く。

2～6　（略）

（農村活性化推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村活性化推進室及び都市農業室並びに企画官二人及び土地利用調整官一人を置く。

2　農村活性化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山漁村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

7・8　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

（統計管理官、数理官、情報企画官及び統計データ分析推進企画官）

第十六条　統計部に、統計管理官二人、数理官一人、情報企画官三人及び統計データ分析推進企画官一人を置く。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

（新設）

8～13　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官三人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官及び組合金融指導官）

第五十一条　金融調整課に、企画官一人、経営専門官七人、金融調整官一人、組合金融調査官一人及び組合金融指導官三人を置く。

2～6　（略）

（農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官それぞれ一人を置く。

2　農村政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山漁村の振興に関する総合的な政策の推進に必要な事務の調整に関すること。

二　（略）